

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

準備書面(3)

2024(令和6)年6月12日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 船 山 暁 子

同 中 島 哲

同 山 田 佳 以

同 吉 田 玲 英

同 橋 本 祐 樹

同 神 坂 正 美

同 氷見谷 馨

1 本書面の目的

本書面は、被告恵庭市の知的障害者福祉法に基づく職親に関する監督責任について主張することを目的とする書面である。

なお、略称等は従前の例による。

2 職親に関する市町村の権限行使義務に関する法令上の規定

(I) 知的障害者職親委託制度

ア 法律の定め

(ア) 1991（平成3）年当時

- α 1960（昭和35）年に制定された精神薄弱者福祉法は、1991（平成3）年当時、次のように規定している（甲26）。

まず、16条1項柱書で「援護の実施者は、18歳以上の精神薄弱者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。」とし、同項3号は、「精神薄弱者の援護を職親（精神薄弱者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。」とする。

また、17条で、「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長は、第15条の3第1項並びに前条第1項及び第3項の措置を採る権限の全部または一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。」とする。

- β その後、精神薄弱者福祉法は、1999（平成11）年4月施行の「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」により、文言整理がなされ、知的障害者福祉法に改正された。

(イ) 2001（平成13）年当時

- α 2001（平成13）年当時の知的障害者福祉法は、16条1項柱書

で「援護の実施者は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。」とし、同項3号は、「知的障害者の援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。」と規定している（甲27）。

また、17条で、「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長は、第15条の3第1項並びに前条第1項及び第3項の措置を採る権限の全部または一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。」と規定している（甲27）。

- b なお、16条1項柱書の「援護の実施者」について、当時の知的障害者福祉法9条1項は、「援護の実施者」として「第16条1項及び第3項に定める知的障害者に対する援護は、居住地を有する知的障害者については、その居住地を管轄する福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。）を設置する都道府県又は市町村が、…（中略）…行うものとする。」と定めている。

そして、社会福祉法14条1項は、「都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。」と市への福祉事務所設置を義務付けている。

なお、2024（令和6）年4月1日現在では、被告恵庭市の福祉事務所は被告恵庭市保健福祉部及び同子ども未来部とされている（甲29、甲30）

（ウ）現行法

現行の知的障害者福祉法は、2006（平成18）年4月施行の障害者自立支援法（現：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔障害者総合支援法〕）の制定に伴い、改正されたものが中

心となっている（現行知的障害者福祉法１条参照）。

現行法知的障害者福祉法１６条１項柱書は「市町村は、１８歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。」とし、同項３号は、「知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。」と規定している。

イ 行政通達

（ア）１９９１（平成３）年当時

α １９６０（昭和３５）年の厚生省社会局長通知「精神薄弱者職親委託制度の運営について」（昭和３５年６月１７日付け社発３８４号）（以下、「通達」という。）は、その前文において、「特に左記事項に留意のうえこれが適正な運営に努められたい。」としたうえで、以下のように規定している（甲２６）。

（α）職親の定義（通達二の１）

「職親とは、精神薄弱者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人であつて精神薄弱者を自己のもとに預り、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望するもののうち、援護の実施機関が適当と認められた者をいうこと。」

（β）実施機関（通達三）

「職親委託の措置については福祉行政の第一線機関である福祉事務所に行わせることが適切であると考えられるので、法第１７条の規定によりその権限を福祉事務所長に委任すること。」

（γ）職親登録の手続（通達四）

① 職親申込書の提出（通達四の１）

「職親になることを希望する者は、居住地を管轄する福祉事務所を

経て援護の実施機関に職親申込書を提出すること。」

② 調査及び意見具申（通達四の２）

「福祉事務所長は、職親申込書を受理したときは、精神薄弱者福祉司等をして職親申込書に記載した事項その他必要な事項を調査させ、その適否について意見書を添付して援護の実施機関に進達するものとする。」

③ 職親として不適当なものの基準（通達四の３）

「次に該当する者は職親として不適当と認められること。

(イ) 職業の種類及び性質、職場の環境、家庭等が精神薄弱者の保健その他その福祉を図るうえで不適当なもの

(ロ) 職親の動機が精神薄弱者の労働力の搾取を目的とすると認められるもの」

④ 登録（通達四の４）

「援護の実施機関は、前記③の基準により職親申込者の認定を行い、職親として適当と認めたものについては必要事項を職親登録簿に登録し、その旨を本人に通知するとともに援護の実施機関が市町村長である場合には知事宛に登録事項の要旨を報告するものとする。」

「また、職親として不適当と認めたものについては、援護の実施機関は、本人にその旨を通知すること。」

(d) 職親委託の手續等（通達六）

① 期間の決定（通達六の２）

「福祉事務所長は、精神薄弱者を職親に委託するときは、予め一年以内の期間（更新を妨げず）を定めて委託するものとし、当該機関内に職親委託の目的が達成され、一般雇用関係に切り替えるか、新たに就職できるように努めること。」

② 委託後の指導（通達六の４）

「福祉事務所長は、職親に精神薄弱者を委託する措置をとったときは、精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事をして職親の家庭又は事業場を訪問して必要な連絡指導を行わしめること。」

(イ) 2001（平成13）年当時

その後、精神薄弱者福祉法は、1999（平成11）年4月施行の「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」により、文言整理がなされ、知的障害者福祉法に改正されたことに伴い、通達も改正された。

ただ、その内容は、「精神薄弱者」の文言が「知的障害者」に置き換えられたこと以外は、前記（ア）のとおりである（甲27）。

(ウ) 現在（2006〔平成18〕年8月以降）

- a 前述のように、現行の知的障害者福祉法は、2006（平成18）年4月施行の障害者自立支援法（現：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔障害者総合支援法〕）の制定に伴い、改正された（現行知的障害者福祉法1条参照）。

これに伴い、通達も、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日障発第0801002号）へと改められた。

- b 地域生活支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）「別記6 その他の事業」に知的障害者委託制度が規定されている。以下、抜粋する（甲28）。

「(7) 知的障害者職親委託制度

ア 目的

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人(以下「職

親」という。)に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うこと
によって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場
における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図るこ
とを目的とする。

イ 対象者

知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適
当とされた知的障害者とする。

ウ 実施機関

職親への委託については福祉事務所により行われることが適切
であるので、その権限を福祉事務所長に委任することが望ましい。

なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について福祉
事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。

エ 留意事項

福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であ
ると認められた者について、登録された職親から、職種等につい
て考慮のうえその知的障害者に適合する職親を選定する。また、
福祉事務所長は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親
の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守るべき条件、当該知
的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、
本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的
に行えるよう十分な準備を整えたうえ、委託の措置をとること。」

(2) 法令上の規定の整理

ア 2006（平成18）年3月以前

これまでに述べた2006（平成18）年3月以前の知的障害者福祉法
（旧：精神薄弱者福祉法）によれば、次のような整理になる。

（ア）知的障害者を職親に委託するのは市の福祉事務所である（当時の知的

障害者福祉法16条1項3号、17条)。

(イ) 職親になるのは福祉事務所長が適当と認めるものであり(当時の知的障害者福祉法16条1項3号、17条、通達二の1、三)、①職業の種類及び性質、職場の環境、家庭等が精神薄弱者の保健その他の福祉を図るうえで不適当なものや、②職親の動機が精神薄弱者の労働力の搾取を目的とすると認められるものは、職親として不適当である(通達四の3)。

(ウ) 職親となることを希望する者は、援護の実施機関(福祉事務所長)に職親申込書を提出し、援護の実施機関(福祉事務所長)は前記(イ)の基準により職親申込者の認定を行い、適否の判断を行い、本人に通知する(通達三、四の1、四の4)。

(エ) 福祉事務所長による職親委託は1年以内の期間(更新を妨げない)を定めて委託し、一般雇用関係に切り替えられるように努める(通達六の2)。

(オ) 福祉事務所長は、職親委託後は、資格を有する職員をして職親を訪問して必要な連絡指導を行う(通達六の4)。

イ 2006(平成18)年4月以降

(ア) 2006(平成18)年4月から2023(令和5)年3月まで間の被告恵庭市知的障害者福祉法施行細則の内容が不明であるが、少なくとも、改正後の知的障害者福祉法においても、「職親」は「知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。」と定義されている(現行知的障害者福祉法16条1項3号)。

(イ) また、実施要綱によれば、留意事項として、「福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮のうえその知的障害者に適合する職親を選定する。」とされており、ここで言う「職種等について考慮」の考慮

事項としては、通達四の3において定められていた、「職業の種類及び性質、職場の環境、家庭等が精神薄弱者の保健その他の福祉を図るうえで不適當なもの」と「職親の動機が精神薄弱者の労働力の搾取を目的とすると認められるもの」が排除されるべきことは、「知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。」（知的障害者福祉法1条）という同法の趣旨からすれば当然のことである。

(ウ) そして、この目的を達成するため、知的障害者福祉法9条5項は、市町村の責務として、

「市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- ① 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- ② 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- ③ 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。」と定めている。

(エ) 今後、被告恵庭市から、2023（令和5）年改正前の被告恵庭市知的障害者福祉法施行細則の提出を受けた上で、改めて詳しく主張する予定である。

以上